

令和 8 年度男性の家事・育児推進事業
(子育て応援出前講座とパパの子育て応援セミナー)に係る企画提案募集要項

子育てをしやすい社会づくりに向けた環境を整備するため、男性が家事・育児に参画することへの理解と意識を醸成することを目的としたセミナー等を実施することとし、この業務を委託する事業者を選定するための企画提案を募集します。

1 募集内容について

業務概要	別紙「令和 8 年度男性の家事・育児推進事業(子育て応援出前講座とパパの子育て応援セミナー)委託仕様書」のとおり
業務委託額	1,934,000 円以内 (消費税及び地方消費税を含む。)
業務委託期間	契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 募集・応募について

募集期間	令和 8 年 5 月 18 日 (月) から <u>6 月 1 日 (月)</u> までの間 (受付時間：期間中の平日の 9～12 時、13～17 時)
応募資格	<p>業務を委託するための企画提案コンペ (以下「コンペ」という。) に応募することができる者は、次のすべての要件を満たす者であること。</p> <p>(1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。</p> <p>(2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。</p> <p>(3) 業務の実施に当たり、兵庫県との打合せ等に適切に対応することができること。</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア. 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定による該当する一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者</p> <p>イ. 募集期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者</p> <p>ウ. 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申し立てが行われている者</p> <p>エ. 県が賦課徴収する県税、消費税又は地方消費税を滞納している者</p> <p>オ. 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体</p> <p>カ. 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者</p>
提出書類	<p>(1) 応募申請書 (様式 1)</p> <p>(2) 提案者概要 (様式 2)</p> <p>(3) 企画提案書 (様式任意)</p> <p>(4) 経費積算見積書 (様式 3)</p> <p>(5) その他提案内容を説明する書類</p> <p>(6) 団体概要等提案者の概要を説明する書類</p> <p>(7) 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税に滞納がないことを証する書類 (提出の日において発行から 3 か月以内のもの)。</p> <p>ア. 消費税又は地方消費税に滞納のない証明 国税所管：税務署 (納税証明書「その 3 の 2」若しくは「その 3 の 3」)</p>

	<p>イ. 全ての県税に滞納のない証明 地方税（都道府県）所管：兵庫県内県税事務所（「納税証明書（3）」）</p>
提出方法	<p>(1) 提出先 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県 県民生活部男女青少年課男女共同参画班</p> <p>(2) 提出方法 原則として持参して提出すること。 郵送による場合には、あらかじめ電話等により事務局に連絡したうえで、<u>令和8年6月1日（月）午後5時00分までに事務局に到着するように提出すること。</u></p> <p>(3) 提出部数 正本1部、副本6部 ※様式1～2については、原則A4タテで作成すること</p>
留意事項	<p>(1) 業務委託仕様書に沿ってコンペに応募する者自らが企画する業務であって、県が委託する業務として公序良俗に反するものでないこと。</p> <p>(2) 応募に係る一切の費用は応募者の負担とする。なお、著作権は応募者に帰属する。</p> <p>(3) 提出された書類は返却しない、また審査に必要な範囲において複製を作成する場合がある。</p> <p>(4) 提出された資料について問い合わせを行うことがある。また、必要に応じて資料の補正、追加説明資料の提出を求めることがある。</p> <p>(5) 募集要項の内容等に関する質疑及び回答</p> <p>ア. 受付期間 令和8年5月18日（月）から5月22日（金）までの間の各日午前9時から午後5時00分まで</p> <p>イ. 提出方法 電子メールにより事務局に提出すること（様式任意）。</p> <p>ウ. 回答 令和8年5月26日（火）までに、質問者に回答する。なお、同種の質問が想定されるもの等については、募集要項を配布した全ての者に対して回答の内容を連絡する。</p>

※募集要項の配布は、事務局（兵庫県県民生活部男女青少年課）における配布及び県ホームページへの掲載による。

3 審査について

審査方法	<ul style="list-style-type: none">・ 県男女青少年課を事務局とする審査会において、内容を審査し、業務を委託する者を選定する。なお、必要に応じてヒアリングを実施する。・ 審査会では、提案者によるプレゼンテーションを求める場合がある。この場合、審査会の日程・場所等を別途通知する。
審査基準	別紙1「審査基準表」のとおり
その他	審査の結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。

4 契約締結とその後に関する事項

(1)	県は、業務を委託する候補者として選定されたもの（以下「選定業務者」という。）と提案業務の実施方法等その内容について、協議し、調整を行う。この協議・調整において、県と選定業務者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。
(2)	選定業務者と、業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは選定業務者が、本業務委託の対象者の案件を欠き、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結は行わず、審査委員会において次点の評価を受けた事業者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。
(3)	選定業務者は、(1)の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書及び業務の実績を記載した実績報告書を県に提出すること。なお、業務の実施に当たっては、業務計画書、委託契約書及び業務委託仕様書に従うこと。
(4)	選定業務者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払を停止し、又は選定業務者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。
(5)	選定業務者は、業務終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を保存すること。

5 事務局

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県県民生活部男女青少年課男女共同参画班
TEL 078-362-4185 FAX 078-362-3891
E-mail danjoseishounen@pref.hyogo.lg.jp

【参考：スケジュール】

令和8年5月18日（月）	募集開始
5月22日（金）	質問期限（質問がある場合）
6月1日（月）	応募締め切り
6月1日（月）～15日（月）	審査（予定）
6月16日（火）	結果通知（予定）
6月中下旬～	委託契約締結（予定）